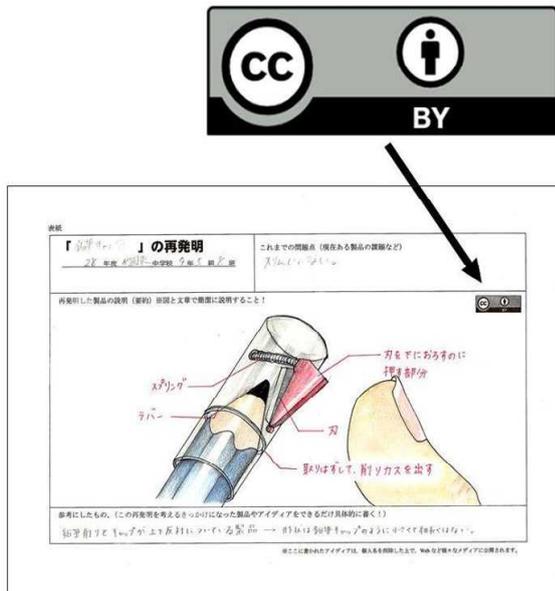


授業運営 IDEA	「CC BY」で全てを公開する 前提で授業をする	作者：川 俣 純 (茨城県つくば市立 竹園東中学校)	
--------------	-----------------------------	----------------------------------	---

著作権の扱いについて曖昧な前提で授業をしたために、最後に生徒達から許諾を得なければ公開することができない状況に追い込まれたことはないだろうか。そこで、班学習で生徒によって生み出されるもの全てを公開することを前提に、授業を行うことにした。



具体策としては、左図のようなクリエイティブ・コモンズの CC BY のライセンス証を、授業中に生徒が記入するワークシートの右上に記載した。そして、授業の冒頭に全ての個人情報を削除した上で、年度とクラス、班名だけを残し、CC BY のライセンスでこの授業で生み出された全てを公開すると宣言した。

授業では、学校のサイト上に全ての班のアイデアすべてを掲載することを約束し、Maker Faireでの展示など、様々な場面で生み出されたアイデアを学校外へ売り込むことも伝えた。

著作権法の第一条には次のように書かれている。

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

授業で生み出された著作物を、技術の文化とその発展に寄与する目的で使うことは、著作権法の目的に合致する。しかし、著作権の目的が、文化の発展に寄与することであることは、広く一般に理解されているとは言いがたく、著作権者の権利を侵害しないことばかりが求められてしまうことが多い。

クリエイティブ・コモンズでは著作権を自ら制限することで、その成果を広く共有し広め、文化の発展に寄与することが指向されている。その中でも CC BY のライセンスを用いるのは、それが誰が生み出したのか（著作者人格権）のみを残し、その他の著作権（所有権）を放棄することを宣言するものであるからだ。授業では、著作者名として、年度、学校名、クラス、班名のみを残すことで、授業で他のクラスの友達や先輩の作品やレポートなどから刺激を受けるのと同じように、互いの成果を自由に生かし合うことのできる関係を学校外に広げることが指向した。

ただし、問題もある。アイデアは著作権法では保護されない。あくまで生み出された著作物としての扱いとなってしまう。もし、生徒が生み出した成果を元に、誰かが特許を出願してそれが承認されたとしたら、その特許権は出願した人の権利となる。

しかし、それでさえも技術の文化に生徒の学びが貢献できたということには違いないと考える。もし、学校教育という枠を越えて、〇中学校〇年度〇年〇組〇班の〇〇のアイデアを参考にしたと書いて新たな著作物が出版されたり、特許が出願されたりしたとするなら、それは生徒の学びが技術の文化の発展に寄与したことの証明となるからだ。

参考

- ・ドミニク・チェン、フリーカルチャーをつくるためのガイドブック クリエイティブ・コモンズによる創造の循環、フィルムアート社、2012
- ・村松浩幸、知的財産教育における「著作者人格権」の位置づけの検討、技術教育の諸相、学文社、2016、pp153-pp163
- ・平成28年度に実践した「身近な製品を再発明する」の授業で生み出された生徒のアイデアを公開した。
<http://www.tsukuba.ed.jp/~takezono-j/?p=4945> (最終アクセス 2017/12/17)